

いちき串木野市ふるさと納税推進PR事業業務委託仕様書

1. 目的

いちき串木野市は、平成27年度から本市へふるさと納税により寄附していただいた方へ返礼品として本市の特産品等を送付しており、平成29年度は約6億7千万円の寄附を賜り、市の貴重な財源として様々な事業へ活用している。

このふるさと納税制度は財源の確保もさることながら、特産品のPRをとおして人材の育成、地場産業の活性化など市の発展にも大いに役立っているほか移住促進並びに交流人口の増加につながる可能性を秘めている。

ついては、各種媒体を活用し、本市を効果的にPRできるようなプロモーションを実施することで市及び特産品の知名度向上を図るとともにふるさと納税による寄附額の増加を図ることとする。

2. 業務の内容

平成30年度ふるさと納税寄附の目標額である10億円の達成に向けて有効な広告及びプロモーションの提案、実施をすること。ただし、楽天ふるさと納税に係るWEB広告は除く。

3. 責任者及び主任担当者

- (1) 受託者は業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する責任者及び主任担当者を配置すること。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行うこと。
- (3) 主任担当者は実施前及び実施中に市と十分協議を行うこと。

4. 資料の貸与

市は、本業務を実施するうえで必要な資料を受託者に貸与するものとし、受託者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに業務完了後速やかに返却すること。

5. 秘密の保持

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写または譲渡しないこと。ただし、市の了承を得た場合はこの限りではない。

6. 業務の再委託

受託者は本業務の全てまたは一部を第三者に委託または請け負わせないこと。ただし予め市の承認を得た場合は、業務の一部を委託できる。

7. 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として受託者が負担すること。

8. 成果品

本業務完了後、実施した広告及びプロモーションの実績報告書及び分析レポートを成果品として市に提出すること。

9. その他事項

(1) 本仕様書に記載されていない事項で業務の実施上必要と認められる事項については市と協議し実施すること。

(2) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。